

償却資産に関する主な課税標準の特例 一覧

地方税法		適用対象	取得時期	特例率	添付書類
法三 四九 条の 三	第2項	ガス事業法に規定する一般ガス事業者等がガスの製造・供給の用に供する償却資産		1/3 (当初5年)	ガス事業法による許可証の写し等
				2/3 (以後5年)	
	第27項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業者がその事業に供する償却資産		1/3 (わがまち特例)	当該事業の認可を受けたことを証明する書類の写し
	第28項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業者がその事業に供する償却資産		1/3 (わがまち特例)	当該事業の認可を受けたことを証明する書類の写し
	第29項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業者がその事業に供する償却資産		1/3 (わがまち特例)	当該事業の認可を受けたことを証明する書類の写し
法附 則第 十五 条	第 2 項 第 1 号	水質汚濁防止法に規定する汚水・廃液の処理施設 (暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1/2 (わがまち特例)	水質汚濁防止法に規定する特定施設等の設置届出書、当該施設の仕様書の写し等
	第 2 項 第5号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	4/5 (わがまち特例)	除外施設設置等計画書の写し等
	第25項第1号イ	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備で、出力が1000 k w未満のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	2/3 (わがまち特例)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金の決定通知書の写し、当該太陽光発電の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第1号ロ	経済産業大臣の認定を受けた風力発電設備で出力が20 k w以上のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	2/3 (わがまち特例)	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、当該風力発電設備の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第1号ハ	経済産業大臣の認定を受けた地熱発電設備で出力が1000 k w未満のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	2/3 (わがまち特例)	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、当該地熱発電設備の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第1号ニ	経済産業大臣の認定を受けたバイオマス発電設備10000 k w以上で20000 k w未満のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	2/3 (わがまち特例)	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、当該バイオマス発電設備の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第2号	経済産業大臣の認定を受けたバイオマス発電設備10000 k w以上で20000 k w未満のもののうち、木竹に由来するもの・農作物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	6/7 (わがまち特例)	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、当該バイオマス発電設備の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第3号イ	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備で、出力が1000 k w以上のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3/4 (わがまち特例)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金の決定通知書の写し、当該太陽光発電の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第3号ロ	経済産業大臣の認定を受けた風力発電設備で出力が20 k w未満のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3/4 (わがまち特例)	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、当該風力発電設備の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第3号ハ	経済産業大臣の認定を受けた水力発電設備で出力が5000 k w以上のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3/4 (わがまち特例)	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、当該水力発電設備の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第4号イ	経済産業大臣の認定を受けた水力発電設備で出力が5000 k w未満のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1/2 (わがまち特例)	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、当該水力発電設備の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第4号ロ	経済産業大臣の認定を受けた地熱発電設備で出力が1000 k w以上のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1/2 (わがまち特例)	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、当該地熱発電設備の出力を確認出来る仕様書等
	第25項第4号ハ	経済産業大臣の認定を受けたバイオマス発電設備10000 k w未満のもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1/2 (わがまち特例)	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、当該バイオマス発電設備の出力を確認出来る仕様書等
旧法附則第15条44項	中小企業等が先端設備導入計画に基づき 取得した一定の条件を満たす償却資産		令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	1/3 (賃上げの表明あり) (5年間)	先端設備等導入計画認定書の写し等
			令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	1/3 (賃上げの表明あり) (4年間)	
			令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	1/2 (賃上げの表明なし) (3年間)	
法附則第15条43項			令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	1/2 (1.5%以上の賃上げの表明あり) (3年間)	
			令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	1/4 (3.0%以上の賃上げの表明あり) (5年間)	